役員及び評議員の報酬等及び通勤手当等の支給に関する規程

平成２５年　４月　１日　制定
平成２７年　６月２５日一部改正
平成２８年　６月２７日一部改正

（趣旨）

第１条　この規程は、公益財団法人畜産近代化リース協会の役員及び評議員の報酬等（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成１８年法律第４９号）第５条第１３号に規定する報酬等をいう。以下同じ。）及び通勤手当等の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

（報酬）

第２条　常勤の役員には、別表第１に定める月額の報酬を支給する。

２　非常勤の役員には、理事会への出席の都度１日当たり１０，０００円の報酬を理事会出席謝金として支給する。また、非常勤の監事が監査の業務に従事した日については、１日当たり１０，０００円の報酬を支給する。

３　評議員には、評議員会への出席の都度１日当たり１０，０００円（議長を務めた評議員は、１３，０００円）の報酬を評議員会出席謝金として支給する。

４　前２項の規定にかかわらず、現に他から職務遂行の対価を受けている非常勤の役員及び評議員に対しては、その者から申出があった場合には、報酬を支給しないことができる。

（常勤の役員の報酬の計算）

第３条　新たに常勤の役員となった者には、その日から報酬を支給し、常勤の役員が退職したときは、その日まで報酬を支給する。

２　常勤の役員が死亡したときは、その月まで報酬を支給する。

３　第１項の規定により、報酬を支給する場合であって、月の全日数について支給するとき以外のときは、その報酬の額は、その期間の現日数から休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（常勤の役員の報酬の支給方法）

第４条　第２条第１項の報酬は、租税公課、社会保険の個人負担金及びこれらに準ずるものを控除した金額を現金又は振込みの方法で支給する。

２　第２条第１項の報酬の支給日は、毎月１６日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日でない日とする。

３　前項の規定にかかわらず、理事長が必要と認めるときは、その支給日を繰り上げて支給することがある。

（退職手当の支給）

第５条　常勤の役員が退任した場合（公益財団法人畜産近代化リース協会定款第３０条第１号の理由により解任された場合を除く。）には、その者（死亡による退任の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、常勤の役員が退任した場合において、その者が退任の

日又はその翌日に再び常勤の役員となったときは、その退任については退職手当を支給しない。

（退職手当の額）

第６条　前条第１項の退職手当の額は、在任期間１月につきその者の退任の日における別表第２に定める退職手当基礎額に１００分の１２．５の割合を乗じて得た額とする。ただし、在任期間内において役職を異にした者にあっては、異なる役職ごとの在任期間（以下「役職別期間」という。）１月につき退任の日における当該異なる役職ごとの退職手当基礎額に１００分の１２．５の割合を乗じて得たそれぞれの額の合計額とする。

（在任期間の計算）

第７条　退職手当の算定の基礎となる在任期間の計算は、常勤の役員としての引き続いた在任期間による。

２　前項の規定による在任期間の月数の計算については、常勤の役員に就任した日から常勤の役員を退任した日までを暦に従って計算するものとし、１月に満たない端数（以下「端数」という。）を生じたときは、１月と計算するものとする。

３　前条ただし書の役職別期間の月数の計算については、前項の規定を準用する。この場合において、「常勤の役員」とあるのは、「当該役職」と読み替えるものとする。

４　前項の場合において、役職別期間の合計月数が第２項の規定により計算した在任月数を超えるときは、当該超える月数が零となるまで、役職別期間のうち端数の少ない在任月数から順次１月を減ずるものとする。この場合において端数が等しいときは、後の役職別期間の在任月数から先に１月を減ずるものとする。

（遺族の範囲及び順位）

第８条　第５条第１項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

⑴　配偶者（届出をしないが、常勤の役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあったものを含む。）

⑵　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で常勤の役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

⑶　前号に掲げる者のほか、常勤の役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

⑷　子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第２号に掲げる者に該当しないもの

２　前項各号に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前各号に掲げる順により、第２号及び第４号に掲げる者のうちにあっては、それぞれの号に規定する順による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

３　退職手当を受けるべき同順位の者が２人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

（遺族からの排除）

第９条　次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない

⑴　常勤の役員を故意に死亡させた者

⑵　常勤の役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

（退職手当の支給制限）

第１０条　常勤の役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その役員が退任した時は、退職手当は判決の確定後に支給する。ただし、禁錮以上の刑に処せられたときは、退職手当は支給しない。

（支給時期）

第１１条　退職手当は、退任した日から３０日以内に支給する。ただし、死亡により退任した常勤の役員に対する退職手当の支給を受けるべき者を確知することができない場合その他特別な事情がある場合は、この限りでない。

（通勤手当）

第１２条　常勤の役員のうち、一般職の職員の給与に関する法律（昭和２５年法律第９５号。以下「一般職給与法」という。）第１２条第１項の規定により通勤手当が支給される一般職給与法第１条第１項に規定する職員と同一の要件に該当するものに対して、通勤手当を支給する。

２　通勤手当の額については、一般職給与法第１２条第２項の規定を準用する。

３　前２項に規定するもののほか、支給日、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、理事長が定める。

（交通費）

第１３条　非常勤の役員又は評議員が理事会又は評議員会に出席した場合には、理事長が定めるところにより、出席のために要する移動の距離等に応じた額の交通費を支給する。

２　前項の規定にかかわらず、前項の非常勤の役員又は評議員から申出があった場合には、交通費を支給しないことができる。

（改正）

第１４条　この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

（補則）

第１５条　この規程に定めるもののほか、この規程（役員及び評議員の報酬等に関する部分に限る。）の実施に関し必要な細則は、理事長が理事会の承認を得て定めるものとする。

附　則

１　この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第１０６条第１項に定める公益法人の設立の登記の日【平成２５年４月１日】から施行する。

２　財団法人畜産近代化リース協会役員給与規程（昭和５１年度規約第１号）及び財団法人畜産近代化リース協会役員慰労金支給規程（昭和５１年度規約第２号）は、廃止する。

３　この規程の施行前から引き続き常勤の役員である者に対する報酬の額は、この規程の施行後最初に開催される理事会が終結するまでの間は、なお従前の例による。

４　この規程の施行前から引き続き常勤の役員である者に対する退職手当の算定の基礎となる在任期間の計算については、別表第２に定める役職に相当するこの規程の施行前における役職への在任期間を含めて行うものとする。

附　則

１　この規程は、平成２７年６月２５日から施行し、この規程による改正後の役員及び評議員の報酬等及び通勤手当等の支給に関する規程（以下「改正後の役員報酬等規程」という。）の規定は、平成２７年４月１日から適用する。

２　改正後の役員報酬等規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員及び評議員の報酬等及び通勤手当等の支給に関する規程（以下「改正前の役員報酬等規程」という。）の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬等規程の規定による報酬の内払とみなす。

３　前項の場合において、改正後の役員報酬等規程の規定による報酬の額と改正前の役員報酬等規程の規定による報酬の額の差額は、平成２７年７月の報酬の支給日に支給する。

附　則

１　この規程は、平成２８年６月２７日から施行し、この規程による改正後の役員及び評議員の報酬等及び通勤手当等の支給に関する規程（以下「改正後の役員報酬等規程」という。）の規定は、平成２８年４月１日から適用する。

２　改正後の役員報酬等規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員及び評議員の報酬等及び通勤手当等の支給に関する規程（以下「改正前の役員報酬等規程」という。）の規定に基づいて支給された報酬は、改正後の役員報酬等規程の規定による報酬の内払とみなす。

３　前項の場合において、改正後の役員報酬等規程の規定による報酬の額と改正前の役員報酬等規程の規定による報酬の額の差額は、平成２８年７月の報酬の支給日に支給する。

別表第１　　常勤の役員の報酬の月額

理事長	１，２４８，９００円
常務理事	１，０８９，３００円
その他の業務執行理事	１，０１６，２００円

（注）　上記の金額については、理事会の決議により減額することができる。

別表第２　　常勤の役員の退職手当基礎額

理事長	８４３，８００円
常務理事	７２３，６００円
その他の業務執行理事	６７３，０００円